

学校における食に関する指導と食育の推進

—現状の把握と課題の考察—

Promotion of "food and nutrition dynamics education" and Shokuiku in school

—Current Situation and its critical issues—

高田尚美（教育学領域）

1. 問題の所在

食育基本法（平成17年法律第63号）には、学校における食育の推進がうたわれている。食育基本法に基づいて策定された食育推進基本計画では、学校における食育の推進のため国が取り組む施策が4点記載されている。指導体制の充実、子どもへの指導内容の充実、学校給食の充実、食育を通じた健康状態の改善等の推進である。これを受け、文部科学省は2007年に学校における食に関する指導を推進するための手引「食に関する指導の手引」を作成した。この手引は食育を推進するために、各学校が学校教育全体で組織的かつ継続的、体系的な食に関する指導を実現するための「食に関する指導に係る全体計画」の作成方法を記載している。また、2008年3月告示の小・中学校学習指導要領の総則において学校における食育の推進が盛り込まれた。

学校においては、食育基本法制定以前から食に関する指導が行われており、食育基本法制定後は前述のように各局面で、学校における食育を推進する方策が実施された。しかし、学校における食育の指導体制に地域で差が出ていることや食育の推進の成果についての検証が十分ではない状況が指摘され、2013年5月には「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」が設置された。また、2015年10月に公表された総務省の食育の推進に関する政策評価書では、学校における食に関する指導等の状況では「食に関する指導に係る全体計画」について次のように報告している。ほぼ全ての学校において作成はされているが、約1割の学校では全体計画に沿った取組があまりできていない状況にあり、約3割の学校がその達成状況を評価していないことを報告している。以上のように、学校教育全体を通じて行う食育が十分実施されていない現実がある。これまでの学校における食育の研究の中心は、栄養教諭制度の創設や栄養教諭の役割、各教科や総合的な学習の時間、学級活動等における食に関

する指導の実践や評価方法についてであった。これらの先行研究を参考にしつつ、現実には学校教育の中に十分に根付いていない食育について、学校における食育を推進する見地から、学校における食育の位置付けに着目し、学校の食育推進体制及び食に関する指導の現状と課題に焦点を当てて考察を行うことにした。

2. 論文構成

はじめに 問題意識と課題の設定

第1章 学校における食育と食育基本法

第1節 関係省庁の食育に関する取組と食育基本法

第2節 学校における食育の変遷

第1項 学校教育における食に関する指導と食育の位置付け

第2項 学校における食に関する指導の内容

第3項 学校における食に関する指導と食育の推進方策

第2章 学校における食育の現状

第1節 食育推進体制

第2節 学校における食に関する指導の現状

おわりに 研究のまとめと今後の課題

資料

表 学校における食に関する指導と食育の推進方策

学校における食育の現状に関するアンケート

（調査用紙 調査結果）

3. 論文概要

第1章 学校における食育と食育基本法

第1章では、学校における食育と食育基本法の関係を検討した。その理由は、関係者間で学校における食育を推進する意義や必要性などの認識に違いがあることや、学校全体で食育に取り組む際に温度差を生み出す原因が、食育基本法の成り立ちにあるのではないかと考えたからである。食育基本法の制定により、食

育の基本概念が定められ、食育に法的根拠が付与された。しかし、食育は定義が明確でないことにより、その内容や目的が異なる場面がある。それは、食が関連する範囲が広く、関係者もまた多岐にわたる背景をもつことによるのではないかということでもある。

そこで第1章第1節では、食育基本法制定前後の関係省庁の食育の取組と食育基本法の関係について検討した。食育基本法は2004年3月に国会へ法案提出、2005年6月10日第162回国会で成立、2005年7月15日施行された議員立法による法律である。食育基本法制定前後の関係省庁における食育の取組と食育基本法における食育に関する基本理念について、平成18年版食育白書、食育の推進に関する政策評価書、文部科学省・厚生労働省・農林水産省のホームページ等を参考に検討した。その結果、食育基本法制定以前から関係省庁において食育として取り組まれてきたことが、食育基本法の食育に関する基本理念として位置付けられたことが明らかになった。森田が「食育基本法案」に対する反響等について紹介した論文やそれを佐々木が引用した論文からも、食育基本法は関係省庁の取組を法に位置付けたものであるという推測は正しいと思われる。その中で、食育に関する基本理念の第3条「食に関する感謝の念と理解」については食育基本法制定後に各省庁が取組を始めたものである。文部科学省は、学校給食法の一部改正を実施し、学校給食を活用した食に関する指導の充実を推進する中で、学校給食法の目標に食に関する感謝の念と理解を盛り込んでいる。

第2節では、食育基本法制定が学校における食育にどのような影響を与えたか、それにより学校における食育はどのように変遷したかを、文部科学省(文部省)の食に関する指導と食育に関する通知や答申等から分析した。分析の観点は、「学校教育における食に関する指導と食育の位置付け」、「学校における食に関する指導の内容」、「学校における食に関する指導と食育の推進方策」の3つである。

学校教育における食に関する指導と食育の位置付けとしては、健康教育の一環として実施されてきた学校における食に関する指導が、食育基本法制定の前年の2004年に変化を始めたことがわかった。食に関する指導は、子どもたちが将来にわたって健康に生活するための望ましい食習慣の形成や生きる力の基礎となる健康と体力を育むほか、食文化の継承、社会性の涵養などの効果も期待できるとし、学校における食に関する指導で育てる児童生徒の姿を心身の健康以外にも向かう変化であった。食に関する指導を食育の中に位置付ける視点が明確にされたのは、食育基本法制定後に文部科学省が作成した「食に関する指導の手引」においてである。この手引では、食に関する指導の目標を設定した。そして、「学校における食育を推進する

こと」とは、食に関する指導の目標の達成に向け、継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用しつつ給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することとした。これにより、健康教育の一環として行われてきた学校における食に関する指導は心身の成長・健康の保持増進のみならず、食育基本法の基本理念と結びついた食に関する指導の目標の達成を推進するための学習活動という位置付けになったといえる。

学校における食に関する指導の内容については、食育基本法制定後、社会、理科、生活、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等には、食に関する指導と直接つながる学習内容が記述されているとして、各教科等における指導の展開において、食育の視点を示し食に関する指導を行うことを食育としている。

学校における食に関する指導と食育の推進方策については、食育を推進するための環境や必要な手立ては整えられているようにみえるが現実には食育が十分に実施されないという問題に対し、食育の推進で課題になっていることを整理するため、答申や通知文から食に関する指導や食育推進の方策として繰り返し登場する文言をまとめた

第2章 学校における食育の現状

第2章では学校における食育の推進体制と食に関する指導の実践の現状と課題について、A県内の市町村教育委員会に行った調査結果をもとに、学校教育活動全体を通じた食育を推進するうえでの課題を検討した。

第1節では食育推進体制の現状と課題について、市町村教育委員会の食育推進組織の設置状況から検討した。市町村教育委員会の食育推進組織に着目したのは、A県が作成している「A県学校食育推進の手引」「A県学校食育推進の手引(実践編)」において、市町村教育委員会に食育推進組織を設置することが、市町村内の全学校での食育推進につながるの記載があったことによる。調査結果では、市町村教育委員会の食育推進組織について次のような意見がみられた。「各学校でやっていることがまちまちなので、良い取組を広げるためにも、市町村に食育推進組織を設置して、情報を共有したり、協議したりして学校における食育の推進を図りたい。」「市町村全体としての方針が定まっておらず、学校によって指導の体制が異なり、食育の現状に差がある。」また、調査結果から、食に関する指導の中核となる栄養教諭の配置が十分でないことが食育の推進のうえで課題であるとの意見も多くみられた。現在の栄養教諭の配置基準では学校数と栄養教諭の人数の差が大きい。このような状況下では、市町村教育委員会から学校への支援が必要であることがわかった。次

に、校内における食育推進のリーダーである学校長の食育についての認識について、A県小中学校長の調査結果から検討した。この調査結果及び考察では、喫緊の教育課題のために食に関する指導が後回しになっている現状が明らかとなった。

第2節では、各教科、学級活動、給食の時間等において各学年で実施されている食に関する指導と、食に関する指導の目標に沿って示された6つの観点との関係を見た。ここでの食に関する指導の目標及び6つの観点は、文部科学省が作成した「食に関する指導の手引」「食に関する手引—第一次改訂版—」によるものである。学級活動や給食の時間においては、食に関する指導の目標の観点を組み込むことが可能な状況であった。今後、具体的に調査を行う必要があると考えるのは、教科等の目標や内容を指導する中で、食育の視点を位置付けた意図的な食に関する指導方法や評価方法、その際の食に関する指導と食育の推進をどのように関連づけたかなどである。

おわりに 研究のまとめと今後の課題

おわりに、学校で食育を実施する必要性を確認し、学校における食に関する指導と食育の今後の在り方についてまとめるため、「食に関する指導の手引」「食に関する手引—第一次改訂版—」を使用し、これらの手引に記述されている「学校における食育の推進の必要性」について分析した。

学校における食育の推進の必要性の記述に、「食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活に送るためには健全な食生活は欠かせないものです。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもに食生活の乱れや健康に関して懸念される事項に（中略）望ましい食習慣の形成は、国民的課題となっています。」とある。食生活を取り巻く社会環境の変化と、その中で児童生徒の健康課題への対応として食に関する指導が必要であるという記述は、「学校における食に関する指導」という文言が登場した1997年の保健体育審議会の答申とよく似ている。健康教育の一環として実施されてきた食に関する指導の実践には、多くの先行研究があり評価も得られているが、今度は食育として同じ課題に向き合うことになった現実がある。

また、「食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うものです。（中略）このような状況を踏まえると、子どもに対する食育については、家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。」とも記述されている。この部分は、本来家庭で行うべきことを学校で行うことにするようにも読めることから、食育は学校において喫緊の教育課題ではないという意識ともつながっている可能性があるとも考えられる。

現在、貧困などの事情を抱える子どもたちに対して実施されている「子ども食堂」や「フードバンク」などの取り組みが広がっていることなど、子どもの食生活に課題があることは確かであり、子どもの抱える課題に対して支援が必要な現状がある。しかし、その現状を踏まえながら、家庭、学校、地域社会が行う子どもへの食育について、それぞれの役割を整理する必要がある、その際に、検討する課題は3点あると考える。

1点目は、「食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うものです。」とあるが、家庭が中心になって担う「食に関する問題」とは何かを明らかにすることである。2点目は、「家庭が中心になって担うもの」とあるが、「担うもの」また「担ってきた」とされる家庭の食育とは何かである。家庭が担ってきたとされる食育には、学校教育のような意図的に教える教育だけでなく、子ども自身が日々の生活の中から学び取ってきた学習もあるのではないだろうか。子どもたちが無意識に習得してきたことの中で、学校における食育として意図的に教育する必要があるものを明確にする必要があると考える。3点目は、「言うまでもなく家庭が中心」から「家庭を中心としつつ学校においても積極的に」と、担い手の変化につながった社会の現状と学校における食育との関係である。「核家族化の進展」「共働きの増加」などの社会環境の変化や、食品流通の変化等を背景とした食生活の在り様の変化は、家庭の問題だけではないと思われる。この現状において、学校における食育は何を担うことを求められているのか、学校でこそ行うべき食育は何かという課題である。

学校における食育の推進の必要性の記述の最後は、「子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることは、次の世代の親への教育という視点も忘れてはなりません。」とある。子どもが望ましい食習慣を身に付けることは必要なことである。しかし、それに加えて、これからの学校における食育で必要なのは、食に関して必要な知識や技術を習得した子どもたち自身が、望ましい食習慣とは何か、より良い個人と社会をつくるための食生活とはどのようなものかを考え、実践できる力を育成することではなではないだろうか。

そこで、今後、家庭、学校、地域社会における食育の役割と連携の在り方を踏まえ、学校における食育の固有性と教科横断性に着目し、教育課程における食育の系統性について検討を行いたい。

4. 参考文献

- 1) http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pdf/kihonho_28.pdf (農林水産省「食育基本法」、2018年2月アクセス)
- 2) <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/ki>

- honkeikaku.pdf (内閣府「食育推進計画」、2018年2月アクセス)
- 3) 「食に関する指導の手引」、文部科学省、2007年3月
 - 4) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm (文部科学省「食に関する指導の手引—第1次改訂版—」2010年3月、2018年2月アクセス)
 - 5) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou//new-cs/youryou/syo/index.htm (文部科学省「小学校学習指導要領」2008年3月、2018年2月アクセス)
 - 6) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm (文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月、2010年11月一部改正、2018年2月アクセス)
 - 7) http://www.soumu.go.jp/main_content/000382445.pdf (総務省「食育の推進に関する政策評価書」2015年10月、2018年2月アクセス)
 - 8) 森田論子「食育の背景と経緯—「食育基本法」に関連して—」、『国立国会図書館 調査と情報』ISSUE BRIEF NUMBER 457(Oct. 29, 2004)
 - 9) 佐々木陽子「パンドラの箱をあけてしまった「食育基本法」」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』鹿児島国際大学福祉社会学部, Vol124(4), 2006. 3, pp. 33-46
 - 10) 香川芳子「学校における食の教育の今日的的重要性」『文部科学時報』、2005年11, No. 1556, p. 10~11
 - 11) 「愛知県学校食育推進の手引」、愛知県教育委員会、2012年2月、p. 13~16
 - 12) 「愛知県学校食育推進の手引〈実践編〉」、愛知県教育委員会、2013年2月、p. 7~25
 - 13) 「2015年度給食委員会の研究概要」、愛知県小中学校長給食委員会
 - 14) 江原絢子編『食と教育』食の文化フォーラム19、ドメス出版、2001年
 - 15) 北俊夫編『学校でつくる食育のカリキュラム』シリーズ●食育—学校でつくる食生活の基礎・基本第1巻、明治図書、2007年
 - 16) 品田知美編『平成の家族と食』、晶文社、2015年
 - 17) 鶴田敦子「国民運動としての「食育」のあやうさ」、『私たちの21世紀』No.55、アジア女性資料センター、2008年9月、30~32
 - 18) 足立己幸「(報告)「食育基本法」前文の英語訳案を食育等の議論に活用してほしい」、『名古屋学芸大学健康・栄養研究所年報』第8号、2016、115~119
 - 19) 赤松利恵、稲山貴代、衛藤久美、神戸美恵子、岸田恵津「望ましい食習慣の形成を目指した学校における食育の評価」、『日本健康教育学会誌』第23巻第2号、2015、145~151
 - 20) 赤松利恵、稲山貴代、衛藤久美、神戸美恵子、岸田恵津「望ましい食習慣の形成を評価する学校における食育の進め方」、『日本健康教育学会誌』第23巻第2号、日本健康教育学会、2015、152~161
 - 21) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shinigi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/12/19/1342568_2_3.pdf (「今後の学校における食育の在り方について 最終報告」、文部科学省、2013年12月、2018年2月アクセス)
 - 22) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/_icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1385699_001.pdf (「栄養教諭を中核とした これからの学校の食育~チーム学校で取り組む食育推進のPDCA~」、文部科学省、2017年3月、2018年2月アクセス)